

【スポーツ功労者表彰基準】

第3条 対象者は、町民、町内の団体又は町出身者で、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

(伊方町スポーツ功労者表彰規則)

- (1) 国、県、公益財団法人日本スポーツ協会又はこれらに相当する団体が主催又は後援している大会の県大会で優勝した者
- (2) 県予選又は推薦を経て四国大会以上の大会に出場した者
- (3) 国際大会に出場した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

※伊方町立小中学校児童生徒褒賞に該当する場合は、別途案内があるため、スポーツ功労は提出しない。

(例) 学校体育大会等において優秀な成績を収めた者。

→児童生徒褒賞

協会・連盟等が主催する大会において優秀な成績を収めた者。

→スポーツ功労者表彰

【対象期間】

令和7年1月1日～令和7年12月31日までの間に開催された大会